

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談

2. 日時：令和3年5月11日（火）13時35分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官、高木技術参与

審査グループ 地震・津波審査部門

江崎企画調査官、千明主任安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当9名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➢ 原子力規制庁からのコメントへの回答

✓ 燃料取扱設備の耐震設計に適用する減衰定数

◆ 燃料取扱機及びクレーンは、多層に重なり合ったブーム構造を有しており、「原子力発電所耐震設計技術指針」(JEAG-4601) の規定に該当するものがないため、同型式の移動式クレーンを用いた振動特性試験及び加振試験を実施し、その結果を基に減衰定数を設定する。

◆ ジブクレーン及びキャスク仮置き架台については、JEAG-4601 の規定に従い、減衰定数を適用する。

✓ 燃料取扱設備に適用する許容応力

✓ 燃料取り出し用構台の構造強度及び耐震性

◆ ばね付きオイルダンパ及び弾性支承は、原子炉建屋床面との固定は行わず、水平方向力を負担しない機構とする。

◆ 構造強度の検討（静的解析）と耐震性の検討（動的解析）に使用する解析モデルの相違点について

◆ 改良地盤物性の設定について

◆ 原子炉建屋接触部の状況について

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について、

➢ 燃料取扱機及びクレーンに係る減衰定数の設定の考え方について、実施した試験の詳細な内容及び結果並びに両機器の違いについての傾向分析等を含めて、耐震性についての計算書に添付する形に整理して再度説明すること。また、クレーンについては、吊荷の輸送容器の有無が減衰定数に及ぼす影響についても説明すること。

➢ 燃料取扱設備に適用する許容応力について、引張応力の許容応力を設計引張り強さとすること、更に JEAG-4601 に従ってせん断応力等の許容応力を換算することの妥当性を示すこと。

➢ 燃料取り出し用構台の構造強度に係る設計方針において設定している燃料取扱設備の荷重条件について、荷重作用位置の設定根拠及びその妥当性を説明

すること。

- ばね付きオイルダンパ及び弾性支承における水平方向力を負担しない機構について、一般産業施設等における実績を示すとともに、確実に実現できることを具体的に説明すること。
 - 地盤及び改良地盤の物性値（動的変形特性等）について、設定根拠及びその適用性を明示すること。
- 等を求めた。

6. その他

資料 :

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について
- ✓ 添付資料1 燃料取り出し用構台 補足説明資料